

生産緑地地区制度について

**令和4年1月24日(月)
第86回行田市都市計画審議会**

1. 生産緑地地区制度について

- ・市街化区域内にある農地の緑地機能に着目
- ・保存することによって災害防止に役立てるとともに、良好な都市環境を形成する。
- ・将来的には公共施設の用地としても検討

2. 生産緑地地区指定を受けると

● 行為制限

- ・ 営農が義務付け
- ・ 建物の建築や、土地の造成が制限

● 軽減措置

- ・ 固定資産税の軽減
- ・ 相続税の納税猶予

※ 一定の条件を満たすと、市に対して
買取り申出をすることが可能となる。

3. 買取り申出ができる条件

ケース 1

指定から30年を経過した場合

ケース 2

農業従事者が死亡した場合

ケース 3

農業従事者が重い障がいを負い営農が不可能となった場合

4. 買取り申出のあった緑地について

10条 買取り申出



11条 市による買取り可否
の検討



12条 買取り可否通知
(1カ月)



13条 農業希望者への斡旋



14条 建築等の行為
制限解除(3ヶ月)



19条 市町村都市計画
審議会での審議



20条 都市計画変更の
告示